

福島市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

本市では、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第40号。以下「番号条例」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。番号法及び番号条例においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び取扱規程等を整備し、職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

本市は、特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

（法令遵守）

（1）特定個人情報等の適正な取扱いに関する下記の法令等を遵守するものとする。

- ・番号法
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・番号条例
- ・福島市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）
- ・福島市情報セキュリティポリシー（平成15年10月30日施行）

（安全管理措置）

（2）特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずるものとする。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

（3）特定個人情報等は、番号法及び番号条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄するものとする。また、目的外利用を防止するための措置を講ずるものとする。

（委託）

（4）特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先において、番号法に基づき、実施機関自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

（継続的改善）

（5）特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。